

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和5年度 第2回寒川町都市計画審議会		
開催日時	令和5年10月30日（月） 10時～11時10分		
開催場所	対面・オンライン併用会議（議会第1会議室、zoom）		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>委 員：森一光、齋藤正信、柳田遊、柳下雅子、小泉秀輔、 梶田佳孝、山田修嗣、石川永子、中村基寛、 石黒秀樹、内野晴雄、西山俊昭（12名）</p> <p>欠 席：山上貞人及び益淵隆徳（2名）</p> <p>事務局：都市建設部－畠山部長 都市計画課－石黒課長、小林副技幹、原主任主事、 上条主事、高橋主事補</p> <p>傍聴者：3名</p>		
議 題	<p>○報告事項</p> <p>（1）都市計画道路の変更について</p> <p>（2）相模川流域下水道の変更について</p>		
決定事項			
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一 部非公開の場 合を含む）	
議事の経過	<p>1. 開 会</p> <p>【畠山部長】</p> <p>本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆様お集まりいただいたので令和5年度第2回寒川町都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、都市建設部長畠山と申します。よろしくお願いいいたします。</p>		

本審議会は寒川町都市計画審議会条例第 1 条に規定されているとおり、都市計画法第 77 条の 2 に基づき設置しているものでございます。

会議の公開につきましては、寒川町自治基本条例の規定により、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開するものとし、本審議会においても、傍聴希望者の方は個人情報に関する審議事項を除いて傍聴できるようになっております。そのため、ご入室をいただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

また審議会の議事につきましては、議事録を作成し委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等に公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、対面及び web 併用の会議のため進行において至らない点があると存じますが、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは次に、web 会議の注意事項について担当より説明させていただきます。

【事務局】

web 会議にあたりまして、2 点ほどお願いいたします。

まず 1 点目としまして、会議の進行中は、基本的に委員の皆様の音声はミュートにさせていただきます。発言の際はミュートを解除して、ご発言いただくようお願いいたします。

2 点目としまして、議事に際しまして意見や質問のある場合は、事前にお渡ししてあります質問カードを挙げていただきまして、司会から指名した後に、ミュートを解除してお話してください。進行していく上で、司会が気づかないこともあるかもしれませんので、その際はマイクのミュートを解除して発言をお願いいたします。

議題の説明等は、zoom の画面共有機能を使って、資料を画面共有させていただきます。

その他、途中で不具合がありましたら、チャットまたは電話にてご連絡ください。

注意事項は以上となります。

【畠山部長】

本日の委員さんですが、12 名の方にご出席をいただきまして、寒川町都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしていることを報

告させていただきます。

なお、山上委員及び益淵委員につきましては、本日欠席とのご連絡をいただいております。

また、本日の審議会につきましては、1時間程度を予定しておりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。事前配布させていただいた資料ですが皆様お手元にごさいますか。無いようであれば、お声がけください。1点ずつ資料の確認をさせていただきます。まず、次第、そして裏面には web 会議の確認事項等が記載されているものでございます。次に資料1、審議会の条例、裏面には委員の名簿が記載されております。資料3として、都市計画道路倉見大神線の変更・報告についての資料、資料4の相模川流域下水道寒川平塚幹線について。

資料については以上となります。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。まず都市計画課長の石黒、次に都市計画課の小林でございます。その他、担当職員で出席をしております。

それでは、報告事項に入りますので、梶田会長進行をよろしくお願いいたします。

【梶田会長】

おはようございます。第2回都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は報告事項2件でございます。

いろいろご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2. 報 告 事 項

(1) 都市計画道路の変更について

【梶田会長】

それでは、早速進めていきます。

報告事項の(1)都市計画道路の変更について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、都市計画道路倉見大神線の変更について、資料を画面共有

して説明させていただきます。

本日の主な説明内容になります。まず1としまして、茅ヶ崎都市計画都市計画道路倉見大神線の都市計画変更について、前回の審議会でも報告させていただきましたが、改めて変更内容を簡単にご説明いたします。次に、2としまして、現在までの手続き等の経緯を振り返りさせていただきます。最後に3としまして、今後控えております、案の法定縦覧を含めた、今後のスケジュールについて説明いたします。

それでは、都市計画道路倉見大神線の都市計画変更について、現在までに取りまとめた変更案を説明させていただきます。

初めに、今回変更を予定している、倉見大神線の位置についてです。

当該路線については、寒川町倉見地内、圏央道さがみ縦貫道路の寒川北インターチェンジの北側、JR相模線倉見駅付近に位置しております。現行の計画においては、車線としては4車線であり、公共交通が通行する2車線、一般車両が通行する2車線の構成になっておりますが、こちらを一般車両が通行する4車線に変更する内容になります。

こちらが横断図になります。現行の都市計画内容としては一般車両2車線、公共交通の2車線の上段図になります。変更案としては下段図の一般車両4車線になります。

続きまして、計画図及び計画書についてです。前回の審議会までに報告させていただいておりますが、本年4月10日から同年5月1日までの期間において、素案の閲覧及び公聴会の公述申出の募集を行いました。公述申出者はおりませんでした。そのため公聴会は開催されず、その後、令和5年8月7日に、神奈川県より県素案のとおり県原案として定めた旨の通知がございました。

前回の審議会では、原案決定通知が来ていなかったため県素案としてお示ししましたが、内容に変更がないため本日は、県原案としてお示ししております。

こちらは計画書です。現行の計画からの変更箇所としましては、延長が約640mだったものが、約630mとなります。

次に、車線の数について、現行計画では4車線部分が約420m、2車線部分が約220mとなっておりましたが、こちらを全て4車線としております。

本路線の計画的位置づけにございましては、神奈川都市マスタープラン、茅ヶ崎都市計画の都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針、寒川町総合計画、寒川町都市マスタープランの各計画において、主要幹線として位置づけられております。

続きまして、2 現在までの経緯になりますが、こちらが、これまでの手続きを示したスケジュールとなります。前回までの審議会でも報告させていただいておりますが、本日までに本年の1月に開催した都市計画説明会、3月27日には案の申し出、4月10日から5月1日までは素案の閲覧、公聴会は開催されませんでした。ここで都市計画原案の決定となります。

また、各手続きにおいては、計画内容を町民の方に周知するために、広報やホームページの掲載、計画対象地域へ案内の直接配布、自治会への回覧等を行ってまいりました。

今後のスケジュールになりますが、ここから本日新たにお示しする話でございます。

今後につきましては、県原案として確定しましたので、法定縦覧を2週間行う予定です。その後、来年1月の第3回都市計画審議会にて諮問・答申を行い、その内容を神奈川県に報告し、県都市計画審議会を経て、令和5年度末に都市計画変更の告示を予定しております。

最後に案の法定縦覧の日程でございます。

法定縦覧につきましては、本年11月14日火曜日から11月28日の火曜日まで、縦覧場所につきましては、神奈川県県土整備局都市部都市計画課、神奈川県庁、また、寒川町都市建設部都市計画課、寒川町役場3階の都市計画課の窓口において、縦覧場所としております。

時間としましては、午前8時30分から午後5時15分までになっております。

倉見大神線の変更については以上となります。よろしくお願いいたします。

【梶田会長】

ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【柳田委員】

今年の秋に都市計画原案を決定した後の、今回の都市計画審議会になりますが、前回の審議会の際、平塚側にトランジットセンターがあることに対して寒川側はどのように考えているのか、という質問をしました。その際に、倉見地区では交通広場にて公共交通及び新駅のアクセスの確保を今後検討していくという答弁があり、今回の資料5ページにも

検討中と記載されています。

公共交通と一般車両をまとめて4車線とした背景には、交通量推計が平成27年には一般交通部分では11,900台、公共交通部分では200台であったが、再推計したら20,000台を超える数値となったので計画を変更するということがあったと思います。

そうした中で交通量推計の考え方と推計方法は何に基づいたものなのか、今回の交通量推計が大幅に増加した理由を伺います。

【梶田会長】

事務局から回答をお願いします。

【事務局】

交通量推計が大幅に増加した理由についてですが、当初決定時では、平塚市大神地区において土地利用は決定していたものの、施設の利用等は決まっておらず、そのような不確定な要素を推計に反映させていませんでした。

近年では施設等が決定し、推計時の条件設定が変わったことなどから推計量が異なる結果となりました。

【柳田委員】

ありがとうございます。

平塚側が明確になったから推計量が増えた、となると、今後倉見のまちづくりが進む中で公共交通の定時制が確保されるのか疑問です。

その点問題がないかどうか、どのように捉えているのかを伺います。

【事務局】

現時点の交通量推計である20,000台を超えるような値に関しては、4車線にて十分定時制が確保できるものであります。また、お話があった今後については、ツインシティ倉見地区が市街化区域に編入しまちづくりが行われた際に、バスの系統や交通量を鑑み、定時性の確保が難しくなった際には、時間帯規制や優先レーン等の検討をすることも視野に入れております。しかし、現時点ではあくまでも4車線で十分に対応でき、公共交通の定時性も確保できると考えています。

【柳田委員】

ありがとうございます。

統計さむかわ等の人口や世帯数の資料を見ていくと、寒川町に引っ越される方の約 2 人に 1 人は倉見地区に住んでいるというのが現実だと思います。現在一番人口が増えているのが倉見地区であり、今後都市未来拠点を開発していく中で増えていく可能性もあると思います。

今後も引き続き定時制を確保できるよう検討をしていただきたいと思います。

【梶田会長】

はい、ありがとうございます。倉見地区はポテンシャルがあるということで、今後どのようにしていくのかは難しいところだと思いますが、引き続き進めていただければと思います。

平塚市においてもトランジットセンター等ができ、落ち着いてきた状況であると思うので、そういったところも様子を見て検討していただければと思います。

他にございますか。

【森委員】

3・3・3 号宮山線の延長については、藤沢市と調整はついているのでしょうか。

また、標準横断図の内、自転車の通行については歩道でよいのか、そして勾配がきついと感じますが、橋梁部分の勾配はどのくらいあるのでしょうか。

【梶田会長】

はい、事務局からお願いいたします。

【事務局】

宮山線が藤沢市と調整がついているのかというご質問ですが、こちらは神奈川県の実業であり、藤沢土木事務所より藤沢市及び寒川町の用地買収の交渉に入っていると伺っています。路線の位置については、過年度より藤沢市寒川町及び神奈川県の 3 者にて調整はついているところです。

橋梁の勾配については、道路構造令で定められている範囲内である 7%であり、急勾配になっているという報告を受けております。

構造については、事業に合わせて歩道と自転車道を分けるのか今後検討していくところであります。

【西山委員】

少し補足させていただきます。

宮山線について、藤沢市側は遠藤宮原線という名称で都市計画決定をしています。現在は同時に事業化をしており、用地買収を進めております。

勾配は7%であり、構造については、歩道が自転車歩行者道という形で4.5m確保していますが、実際の運用にあたり今後交通管理者である県警察等と協議の必要があります。場合によっては、4.5mの中で自転車走行空間の確保等自転車を走る位置を決めていくことになると思いますが、計画決定の段階においてはそこまで調整しておらず、事業実施の段階での調整になると考えております。

【梶田会長】

ありがとうございます。他にございますか。

こちらの案件は以前よりいろいろ議論してきた案件であると思えます。今後は約2週間の法定縦覧があるということで、ぜひ多くの方に見ていただく機会があるということを周知していただければと思います。

それでは報告事項「(1) 都市計画道路の変更について」は以上とさせていただきます。

(2) 相模川流域下水道の変更について

【梶田会長】

続きまして「(2) 相模川流域下水道の変更について」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「相模川流域下水道寒川平塚幹線」について資料を画面共有して、説明させていただきます。

こちらが本日の主な説明内容となります。

まず1としまして、相模川流域下水道寒川平塚幹線の概要について前回の審議会と重複する箇所もございますが、改めて説明させていただきます。

次に2としまして、前回の都市計画審議会で、委員さんからいただいた質問を踏まえまして、計画変更に伴う現行計画との比較検証について説明させていただきます。

最後に、3 としまして、今後のスケジュールについて説明いたします。
それでは、相模川流域下水道寒川平塚幹線の概要について、説明させていただきます。

まずは、下水道について簡単にご説明いたします。下水道とは、大きく分けて「雨水管」と「污水管」があります。雨水とは、単なるあまみずのみならず、雪解け水、湧き水など、いわゆる自然水のことであり、污水とは、皆様のご家庭での台所やお風呂・トイレなどから出される、汚れた水のことです。

この污水については、污水管をとおり、図の右側にある下水処理場にて処理されて、きれいになります。こちらの処理場にて、きれいな水にすることにより、川や海などに流すことができるようになります。

今回は、下水処理場までをつなぐ污水管を含む「流域下水道」に係る内容を説明させていただきます。

神奈川県内では、流域下水道事業を2地域で行っております。1つ目が、本日都市計画変更案件として説明させていただく「寒川平塚幹線」がある相模川流域下水道、2つ目が、県西部にあります、酒匂川流域下水道です。また、これ以外に単独の下水道がある自治体もございます。

そのうち、相模川流域下水道での下水処理場は相模川を挟んで左右岸で2か所あります。相模川の流れに沿って、上流から下流側を見たときに、左側を左岸、右側を右岸と呼んでおります。

行政で言うと茅ヶ崎市や寒川町などが左岸側になり、平塚市や厚木市などが右岸側となります。

下水道の処理を担う終末処理場としましては、左岸側の下水処理場として、茅ヶ崎市柳島に「柳島水再生センター」、右岸側の下水処理場として、平塚市四之宮に「四之宮水再生センター」があります。この2か所の処理場にて、1年中 365 日 24 時間体制で下水の処理を行っております。

そして、こちらの図上、赤色で、記載してあるのが「寒川平塚幹線」です。

寒川平塚幹線は、相模川を挟んで寒川町一之宮を通る左岸幹線と、平塚市四之宮の右岸処理場を結ぶ計画となっております。

これにより、左岸側の水を右岸（平塚側）に送ることや、逆に右岸側の水を左岸（寒川側）に送ることも可能となり、大規模地震時等による災害時や水処理施設の改修時の相互融通機能が確保されることとなります。

この機能を図ることが、この事業の目的とするところです。

寒川平塚幹線は、先ほど説明したとおり、相模川流域下水道の左岸処理区と右岸処理区をつなぎ、大規模地震等による災害時や水処理施設の改修時の相互融通機能を確保する目的の物であり、延長約 1.5km、管径（内径）2,000mm の幹線となっております。

次に、今回予定している、都市計画変更の内容について説明させていただきます。

こちらの図上、黄色で記載しているルートが現行の計画、赤色で記載しているのが、変更（案）のルートです。

寒川平塚幹線が接続する左岸幹線において、作業員の安全性の確保や交通への影響などを踏まえ、事業実施に向けて、接続に係る施工方法を改めて検討した結果、接続位置を約 170m 北側に変更し、既設人孔を活用して接続することを予定しております。

なお、前回の令和 5 年度第 1 回寒川町都市計画審議会において、「接続位置を約 120m 北側へ変更する」と説明し、スライド平面図にも 120m と記載しておりましたが、神奈川県で幹線の延長を再整理した結果、正しくは「約 170m 北側へ変更」であったことをこの場で訂正させていただきます。

また、右岸側である平塚側においては、四之宮水再生センター内の施設配置の変更などにより、一部ルートを変更する事としております。

続きまして、今回の計画変更をするにあたり行った比較検証について、概要を説明させていただきます。

今回の変更で、左岸（寒川町）側で主に変更となる箇所は、左岸側における接続方法についてです。

当初決定の際には、左にお示ししている図面のルートにて、各種条件を整理したうえで施工が可能と判断し、経済性の観点から最短ルートである T 字接続の検討をしておりました。しかし、事業実施に向け、左岸幹線内の流下状況を確認したところ、最低水位が上昇し、当初計画していた T 字接続では、作業員の安全性の確保が困難となりました。

この水位を低下させるためには、新たな仮設配管を建設する必要があるなど、大きな影響が生じてしまいます。

そこで、改めて左岸幹線との接続に係る施工方法を検討した結果、約 170m 北側の既設人孔を活用すれば、作業員の安全性が確保され、交通への影響も低減が図れることが確認されました。左岸側の変更については、以上の理由より、現行ルートから約 170m 北側の既設人孔へ接続位置の変更を計画することとしております。

最後に、今後のスケジュールについてです。

こちらは現在想定されている、今後の都市計画手続きのスケジュールになります。

こちらの案件につきましても、倉見大神線及び線引き見直しと同様に、神奈川県が決定する都市計画変更の案件となります。

今後の流れにつきましては、本日説明させていただいた内容を基に、今年度12月に都市計画説明会を開催する予定でございます。こちらにつきましては、次のページでお示しさせていただきます。

また、その後は都市計画素案の閲覧及び公聴会の公述申出者の募集、都市計画案の法定縦覧を行い、最終的には令和6年度中の告示を目指して調整を進めております。

続きまして、都市計画説明会の日程について、説明させていただきます。

開催日程としましては、12月15日（金）午後7時及び16日（土）午後2時からの予定で、町民センター及び南部文化福祉会館での開催を予定しております。

また、説明会の開催案内としましては、町の広報及びHPの掲載に加え、関連する町内会での回覧を行う予定です。

以上をもちまして、流域下水道寒川平塚幹線に係る報告とさせていただきます。

【梶田会長】

ありがとうございます。

こちらにつきまして何かご意見ございますか。

【柳田委員】

事業実施に至る背景の中で、各終末処理場及び下水道本管の耐震性や、施設更新に伴うマイナス処理能力分を補うためなどの理由があると思いますが、具体的に今までどのような課題があった中で今回の事業実施になったのか、また、相互融通機能の具体的な効果や目的を伺います。

【梶田会長】

事務局お願いします。

【事務局】

寒川平塚幹線を設置する大きな目的としては、地震等があった際の対応等というところであります。具体的には、左岸側の終末処理場である

柳島水再生センターについては9系列、右岸側の終末処理場である四之宮水再生センターでは6系列で現在汚水の処理をしています。地震等の影響でどちらかの処理場にて系列が止まってしまった際には、その止まってしまった系列分の処理能力を左岸右岸にて相互に補わなければならない、その際に相互融通機能等対応を図るために幹線の設置を計画しています。

また、四之宮水再生センターは昭和48年、柳島水再生センターは昭和52年に施設の運用を開始しており、現在定期的に点検や耐震化対策等を部分的に行っておりますが、その中でも施設の経年劣化が激しく今後計画的に更新を図る必要があります。

今回の計画幹線である寒川平塚幹線が整備されることにより、計画的に汚水量を分散し、施設の更新を図ることができます。

計画の背景としては、当初決定より以前に、神奈川県相模川流域下水道全体計画にて、左岸側から右岸側に常時約90,000 m³程度の汚水量を賄う計画でありました。その後本日までに、人口の減少や各家庭における節水機器の普及等により汚水量が減少し、現在では約30,000 m³/日ほどの汚水量を賄うという計画となっています。また、緊急時には約600,000 m³/日ほどの汚水量を送ることができる管径である2,000mmで設計されております。

なお、本計画については、「神奈川県生活排水処理施設整備構想」や、下水道法に基づき策定されている「相模川流域別下水道整備総合計画」、及びそれに基づく「相模川流域下水道全体計画」などに基づき計画されております。

【柳田委員】

説明ありがとうございます。

リスクマネジメントの観点から、そういった背景を根拠に今回の計画があることが分かりました。

その中で、流域の計画において様々な計画がありますが、神奈川県ホームページを見ると、平成23年に策定された「神奈川県流域下水道中期ビジョン」の26ページに寒川平塚幹線の整備についての記載があり、また、平成28年に策定されている「相模川流域別整備総合計画」では、整備計画年度が平成23年度から平成43年、令和にすると令和13年となっており、あと8年だと思います。平成15年から背景が始まっている中で、当初の決定から今までに時間を要した理由、なぜ今になっての変更なのかを伺います。

【事務局】

今回の寒川平塚幹線の整備予定からお伝えさせていただきますが、現状では令和7年事業着手、令和12年整備完了として整備を予定しており、こちらは神奈川県が策定している「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」にも記載がされています。

また、当初の決定より現時点において時間を要した背景については、事業上の理由になってしまうため概要だけお伝えさせていただきますが、右岸側を含め何点か課題があり、その課題を解消するのに時間を要してしまった。しかし、現状ではそういった課題が少しずつ解消されているということで、令和12年整備完了を目指して計画をしているところでもあります。

【柳田委員】

ありがとうございます。課題があったので時間を要したけれど、令和7年から令和12年までに間に合うのであるならば心配ないのかなと思います。

先ほど、作業員の安全性確保のため計画の変更があったと説明がありましたが、事業実施にあたり、周辺事業者や居住者への影響があるのか、ある場合は対応策を考えているのかを伺います。

【事務局】

こちらの事業に係るルートについては、平塚市側で何名か地権者等があるものの、主に道路や河川の下等、官地を通るルートで計画をしています。

また、当初の計画時においては、右岸側にて発進立坑を設置する際等に作業ヤードの確保の際に民地を借用する必要がありましたが、近年の土地利用変化等を踏まえ、四之宮水再生センター敷地内にて作業ヤードを確保するような計画に変更されています。

左岸側において、当初決定のとおりT時接続をする場合には、道路等の大規模な切り回しを行う必要がありますが、道路機能への影響が大きくなってしまいますが、そういった周辺住民の方への影響が極力少なくなるよう、今回のL字接続での計画を検討しています。

このため、主に交通や生活に対する影響は少ないものであると伺っています。

【梶田会長】

ありがとうございます。災害時の対策等今から検討する必要があるということだと思います。

西山委員から何かありますでしょうか。

【西山委員】

周辺への影響という観点では、影響を少なくしているという計画変更です。左岸と右岸を単独で処理をしていると、老朽化や故障の際に下水道処理機能が停止してしまいます。大きな目的としては、相互の補完をすることで有事の際にも機能をするようにというのが目的です。

事業の観点では、今回変更の計画が固まったら精力的に行っていくものと考えております。

【梶田会長】

ありがとうございます。他にございますか。

【石黒委員】

右岸の大磯平塚幹線については、下流から上流に流れているような図となっているが、これは勾配で流しているのですか。

【事務局】

下流側から四之宮水再生センターへ向かい勾配が下がっているような構造になっているため、水流としては下から上へ流れていく構造になっております。

【石黒委員】

基本的には勾配にて送れるような構造になっているということですか。

【事務局】

基本的には勾配により流れています、また、勾配により送ることができない箇所については、ポンプ場等が設置されており、圧送ポンプを利用して対応しているところもございます。

【石黒委員】

今の理屈だと、寒川平塚幹線を相互に送り出すには2本作るのかなど

思っていますが、どうなのでしょう。

【事務局】

管自体は2,000mmの管を1本設置する計画です。

通常時には、左岸側から右岸側に流れるよう勾配をつけ、また、緊急時等には右岸側から左岸側へ送水できるよう、ゲートを操作して右岸側の水位を上げ、左岸側との水位差により生じた圧力を利用するような構造を計画しています。

【石黒委員】

そうですか。今回の計画変更にて、寒川側の接続位置が170m北側にずれたことによる送水の影響はないのでしょうか。

【事務局】

ゲート操作による水位差にて相互の送水を行うことより、170m 施設の位置をずらしたことによる影響はないものと考えています。

【梶田会長】

ありがとうございます。

基本的には寒川から平塚に流れるような勾配がついているということだと思います。

他にございますか、よろしいでしょうか。

今後は都市計画説明会が12月に開催されるということですが、ぜひ多くの人に参加していただけるよう周知をしていただきたいと思います。

それでは、(2)の報告については終了とさせていただきます。

3. その他

【梶田会長】

続きまして、その他に移りたいと思います。事務局より何かございますか。

【事務局】

事務局より1点、ご報告させていただきます。

第8回線引き見直しについての報告でございます。現在、神奈川県

政令指定都市以外で線引き見直し作業を行っております。線引き見直しにつきましては、神奈川県、決定案件、都市計画変更となりまして、令和7年度中の告示を目指して調整を進めております。前回での都市計画審議会でも概要等の報告をさせていただきましたが、現在も神奈川県の都市計画課と調整を進めている状況であり、内容等お示しできるようになりましたら、本審議会にて報告させていただきたいと思っております。

以上です。

【梶田会長】

はい、ありがとうございます。何か意見ございますか。

【柳田委員】

今回の線引き見直しの変化要因として、倉見のみを考えているのか、それとも寒川町全体として考えているのか、都市計画課として今後どのように行っていきたい等の考えを伺います。

【事務局】

線引き見直しについては、大きく分けて2つあります。1つ目に区域区分の見直しです。市街化区域と市街化調整区域の見直しが必要なのかどうかを神奈川県と調整を行います。

もう1つは茅ヶ崎都市計画区域における都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針です。こちらは都市計画における土地利用、都市施設の方向性について取りまとめるものとなります。

この2点について寒川町全体として見直しが必要かどうかを検討し、神奈川県と調整をしております。現在調整中の案件でございますので、具体的な回答はできませんが、前回の第7回見直しにおいて、倉見地区は市街化区域を保留する区域として設定しました。田端西地区でも同様に市街化編入を保留する区域として設定し、第7回線引き見直し期間中に市街化編入を行いました。

今後、神奈川県との調整結果を報告できる段階になりましたら皆様にお伝えしたいと考えております。よろしく申し上げます。

【柳田委員】

倉見の人口は増えており、寒川町全体における人口集中地区も20年間で20%くらい広がっています。

今後都市未来拠点を開発したいが、現在都市未来拠点の箇所に住宅が

建築されている状況であり、居住誘導や都市機能誘導等が難しくなってしまうと感じております。また、町がやりたいことと逆行していく現象が今起きており、だからこそ今回の見直しは非常に重要であると考えております。

おっしゃっていたとおり 20 年先等の将来を見据えた中で、神奈川県と調整していただければと思います。

【森委員】

都市計画においては、用途地域や道路、まちづくりの見直し等が重要であると思います。一之宮地域等を見ても、市街化調整区域のところで駐車場や資材置場が建ってきています。住民方々も本当にこれでいいのか、という疑念を抱いています。確かに寒川町の農家人口は減ってきていますが、農のあり方についても議論していただき、良い解決策を考えていただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

寒川町は市街化区域と市街化調整区域は面積的には半分くらいの割合になっております。一之宮地域では市街化調整区域のところで土地利用の転換が図られる事例も出ていますが、本来、市街化調整区域は都市の市街化を抑制する区域であり、主に農業的な利用をしていく部分になっております。

そのあたりの市街化調整区域の利用について、土地利用の転換は難しいものになっておりますが、従来からの土地利用の状況や近隣の状況を踏まえて、土地利用転換が出来てしまう箇所の中にはあり、駐車場等になっているのが現状でございます。そういった部分についても課題とはとらえているため解決に向けて検討をしていきたいと思っております。

【内野副会長】

寒川町の総合計画において、にぎわい交流創出ゾーンを設定したと思っております。寒川神社については年間 200 万人程参拝客が訪れておりますが、駅からも離れていないところが市街化調整区域になっており、わいわい市もありますが、駐車場が取れずにいつも渋滞を起こしているという状況の中で、もう少し上手く土地を活用できないかを検討していただければと思います。

	<p>【事務局】 総合計画でにぎわい交流創出ゾーンとして位置づけをしておりますので、都市計画課だけでなく役場の中の関係部署と連携して、にぎわい交流創出ゾーンなどについて具体的な内容を進められるよう調整していきたいと思います。</p> <p>【梶田会長】 ありがとうございます。他に何かございますか。 線引きの話とまちづくりの話ということで、今後の人口減少及び高齢化の中どうしていくかというのが、にぎわい交流創出ゾーンを含めて課題であると思いますので、今後議論できればと思います。 それでは、本日の案件終わりましたので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。</p> <p>4. 閉 会</p> <p>【畠山部長】 梶田会長、議事の進行ありがとうございました。 次回の審議会の開催予定でございますが、1月末頃の開催を予定しております。開催につきましては、方法等を検討したうえで皆様に報告いたします。 これをもちまして、令和5年度第2回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。委員の皆様はお忙しい中ありがとうございました。Web参加の委員さんは随時退室ボタンを押して退室をお願いいたします。 誠にありがとうございました。</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1 寒川町都市計画審議会条例 資料2 寒川町都市計画審議会委員名簿 資料3 都市計画道路 倉見大神線について 資料4 相模川流域下水道 寒川平塚幹線の変更について</p>
<p>議事録承認委員及び議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により承認（令和5年12月25日確定）</p>